

令和5年11月15日

福生市庁舎設備更新型E S C O事業事業者募集要項に係る質問に対する回答

No.	頁	質問	回答
1	7 頁	「8 事業の成立」 議会への上程は令和6年3月の予定か。	議会への上程は令和6年6月を予定している。
2	8 頁	「予想されるリスクと責任分担表」 提案提出後、物価上昇等を理由とする価格の上昇分は、リスク分担表のとおり、市が負担者となるか。	天災事変その他の不測の事件に基づく日本国内での経済情勢の激変により契約内容が著しく不相当と認められるに至ったときは、その実情に応じ、発注者、受注者で協議の上、決定する。
3	12 頁	「3 運転管理状況」 照明の点灯時間について、エリアごとに職員が操作する時間に決まりはあるか。	職員に対して、照明の点灯時間を次のとおり案内しているが、職員の勤務状況（残業等）により変動する。 なお、水曜日は夜間開庁のため、1階と地下のみ20：15までとなる。 【月～土】8：15～17：45 （土曜日は、1階と地下のみ） 【日・祝日】 イベントの開催に応じて随時
4	12 頁	「4 省エネルギー対策」 照明器具の間引きについては、事業実施後もそのように運用するのか。	事業実施後は、間引き運用はせず、必要な照度を確保することを想定している。
5	13 頁	「6 保守委託料」 照明器具に関する年間の維持管理費はどの程度かかっているか。	職員が維持管理を行っているため、保守委託料は計上されていないが、消耗品費用として、85,000円程度（蛍光管の交換約100本）が発生していると見込んでいる。

No.	頁	質問	回答
6	15 頁	「8 光熱水量及び光熱水費」 記載の料金は税込みでよいか。	見込みのとおり、記載の料金は税込みである。
7	16 頁	「9 エネルギーベースライン」 記載の料金及び単価は税込みでよいか。	見込みのとおり、記載の料金及び単価は税込みである。
8	21 頁	「(10) 参加を辞退する場合」 参加申込又は現場ウォークスルー調査後に提案書の提出を行わずに参加を辞退することは可能か。 また、その際、指名停止等の処分がされることはあるか。	参加申込又は現場ウォークスルー調査後に参加を辞退せざるを得ない理由が発生した場合、提案書受付期間中に「様式第6号 提案辞退届」に理由を明記して事務局に提出することで参加を辞退することができる(21 頁)。また、期限までに書類が提出されなかった場合は、失格となる(29 頁)。 なお、それらに対して処分が行われることはない。
9	23 頁	「3 応募者の資格」 事業役割の資格要件について、担当者を複数人選任した場合、いずれか1名が有資格者であれば問題ないか。	担当者を複数人選任した場合、いずれか1名が資格要件を満たしていれば問題ないものとする。 このことから、40 頁に記載のある「(12) 各資格者免許証の写し」については、その該当者1名の写しを提出することで要件を満たすこととする。
10	23 頁	「3 応募者の資格」 単独企業で参加する場合、同一の有資格者を事業役割及び設計役割に選任することは可能か。	同一の資格者をそれぞれの担当者として選任することは可能である。 また、40 頁に記載のある「(12) 各資格者免許証の写し」については、その該当者1名の写し1部で足りることとし、役割に応じて複数枚提出する必要はない。

No.	頁	質問	回答
11	23 頁	<p>「3 応募者の資格」</p> <p>事業役割について、要件を満たす資格を持つ担当者は、省エネルギー改修・E S C O事業の実績が無くてよいのか。また、担当者の実績の有無は得点に関わるか。</p>	<p>省エネルギー改修・E S C O事業の実績の有無は、応募者である企業又はグループの実績を問うものであるため、実績のない担当者を選任することに問題は無い。また、そのことが得点に関わることもない。</p>
12	23 頁	<p>「3 応募者の資格」</p> <p>事業役割の省エネルギー改修・E S C O事業の実績は、担当者の実績ではなく、応募者である企業又はグループの実績の有無が要件との認識でよいのか。</p>	<p>見込みのとおり、省エネルギー改修・E S C O事業の実績の有無は、応募者である企業又はグループの実績を問うものである。</p>
13	26 頁	<p>「2 参加資格審査」</p> <p>一次審査の得点は二次審査にも影響するのか。</p>	<p>一次審査の得点は、二次審査に影響しない。</p>
14	30 頁	<p>「8 事業者の選定」</p> <p>優先交渉権者となった後又は協定の締結後、提案時に想定していた補助事業の終了や要件の変更など、事業者の責によらない理由で契約に至らないことはあるか。</p>	<p>補助金等の獲得ができなかった場合においても事業は実施するものとしている（34 頁）。また、その際の負担者は「予想されるリスクと責任分担表」（8 頁）による。</p>
15	30 頁	<p>「8 事業者の選定」</p> <p>優先交渉権者となった後又は協定の締結後、事業者の責によらない理由で契約に至らなかった場合、指名停止等の処分が発生するか。</p>	<p>計画・設計段階における事業者の責によらない理由による契約の解除は、不可抗力による事業継続が不可能な場合を想定しており、その際は、互いに義務を負わないこととしている（8 頁）。</p>

No.	頁	質問	回答
16	33 頁	<p>「(3) その他の設備」</p> <p>ガスコージェネレーション、自家発電機、太陽光発電などの創エネ機器について、改修予定はないのか。</p>	<p>既設のコージェネレーション、自家発電機、太陽光発電は、民間事業者の創意工夫のある提案を広く募集するため例示していない。</p> <p>なお、それらの設備更新の提案がされた場合、環境負荷の低減の計算に含めるものとしている (33 頁)。</p>
17	34 頁	<p>「6 事業の遂行」</p> <p>改修工事が3月末までとあるが、施工が2月中に終了した場合の対応はどのようになるか。</p>	<p>維持管理等サービスの開始 (令和7年4月1日) までの期間は、試運転期間と考えているため、2月中に施工が終了した場合でも、3月中に試運転、完了検査、設置した機器の引き渡しを行うものと想定している。</p>
18	35 頁	<p>「9 ベースライン及び削減保証額の設定」</p> <p>ベースラインに「第3 施設概要」の「6 保守委託料 (13 頁)」の金額を含めることはできるか。</p>	<p>応募時ベースラインは、過去3年間のエネルギー使用量及び光熱水費の単純平均値としていることから、保守委託料をベースラインに含めることはできない。</p>
19	36 頁	<p>「10 E S C O サービス料の支払等」</p> <p>改修工事等サービス料の支払に関して、完了検査後に1回で全額が支払われるのか。</p>	<p>改修工事等サービス料は、完了検査後、事業者からの請求により1回で全額を支払う。なお、支払は請求から30日以内に行うこととしている。</p>
20	39 頁	<p>「(11) E S C O 関連事業実績」</p> <p>様式第5号について、応募グループの構成員ごとに提出することとなっているが、E S C O 関連事業実績はどのように評価するのか。</p>	<p>一次審査の審査基準表 (26 頁) の評価の視点から、グループとしての評価を総合的に行う。</p>

No.	頁	質問	回答
21	42 頁	「オ 補助金に関する提案」 補助金の活用を提案する場合に提出するとの認識でよいか。	見込みのとおり、様式第 8 号の 5「提案書-5 補助金に関する提案」は、補助金の活用を提案する場合に提出する。なお、様式第 10 号の 5「補助金等提案内訳」の扱いも同様である。